

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた県立学校における臨時休業等
について (通知)

令和 2 年 5 月 4 日 (月) に示された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (以下「基本的対処方針」という。)」において、未だ全国的に相当数の新規感染者が確認されていることから、緊急事態宣言については、我が県を含む全都道府県を対象区域として 5 月 3 1 日 (日) まで延長され、引き続き、国民一丸となって感染拡大防止に向けた取組を継続する姿勢が示されたところです。

本県は「特定警戒都道府県以外の都道府県」とされ、知事から、県内の感染状況等を踏まえ、県境をまたいでの移動自粛や、職場における感染防止対策等の取組、クラスター発生のおそれがある催物開催の自粛、施設における感染防止対策の徹底などについて要請する方針が示されましたが、学校施設の使用停止 (休業) 要請は 5 月 6 日 (水) をもって終了しました。

学校については、臨時休業が長期化する中、児童生徒の教育機会を最大限に保障する観点から、学校再開を目指していくことが必要な時期に至っており、基本的対処方針においては、学校等の取扱いについて、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」こととされておりますが、一方で、登下校や一部の学習活動等において「三つの密」になりやすい環境であり慎重な対応が求められ、学校再開に向けて十分な準備期間が必要であります。

つきましては、上記を踏まえ、児童生徒の生命・健康を守りながら教育の機会を確保し、円滑な学校再開を目指すため、現在実施している臨時休業等については下記のとおりとします。適切に対応願います。

記

1 県立学校の臨時休業等について

- ・県立学校の臨時休業を 5 月 3 1 日 (日) まで延長する。
- ・休業期間内において、感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていく。

2 臨時休業中の取組について

(1) 児童生徒の心身の状況把握と家庭学習のための支援

- ・電話やメール、家庭訪問等を通じ、児童生徒の心身の健康状態を把握する。
- ・家庭学習のためのプリント教材を配布・郵送するなどして学習支援を行う。
- ・学校ウェブページやメール配信等を活用した学習支援を行う。

(2) 児童生徒の居場所の確保

- ・県立特別支援学校においては、希望する児童生徒は登校可とする。
- ・スクールバスの運行、給食の提供は通常どおり実施する。

3 学校再開に向けた取組について

(1) 臨時休業中の登校日設定

- ・学年ごとや学級ごとの登校日を設定するなど、段階的に学校教育活動を実施し、学校再開に近づけていく。
- ・登校日を設定する際は、時差登校や分散登校を基本とする。

(2) 感染防止対策の徹底

- ・学校再開に向け、環境消毒による接触感染防止策とマスクや換気等による飛沫感染防止策の徹底を図るとともに、より感染リスクの低い授業方法についてさらに検討を進める。

4 その他

- ・臨時休業期間中は、部活動を行わないこととする。

担当：スポーツ健康課・学校保健給食班	大宮司	022-211-3666
高校教育課・教育指導班	菊田	022-211-3624
特別支援教育課・教育指導班	菊池	022-211-3647

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた学校の臨時休業等について（通知）

本県の教育行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 2 年 5 月 4 日（月）に示された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」において、未だ全国的に相当数の新規感染者が確認されていることから、緊急事態宣言については、我が県を含む全都道府県を対象区域として 5 月 31 日（日）まで延長され、引き続き、国民一丸となって感染拡大防止に向けた取組を継続する姿勢が示されたところです。

本県は「特定警戒都道府県以外の都道府県」とされ、知事から、県内の感染状況等を踏まえ、県境をまたいでの移動自粛や、職場における感染防止対策等の取組、クラスター発生のおそれがある催物開催の自粛、施設における感染防止対策の徹底などについて要請する方針が示されましたが、学校施設の使用停止（休業）要請は 5 月 6 日（水）をもって終了しました。

学校については、臨時休業が長期化する中、児童生徒の教育機会を最大限に保障する観点から、学校再開を目指していくことが必要な時期に至っており、基本的対処方針においては、学校等の取扱いについて、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」こととされておりますが、一方で、登下校や一部の学習活動等において「三つの密」になりやすい環境であり慎重な対応が求められ、学校再開に向けて十分な準備期間が必要と考えております。

このため、県立学校においては、児童生徒の生命・健康を守りながら教育の機会を確保し、円滑な学校再開を目指すため、現在実施している臨時休業等については 5 月 31 日（日）まで延長することとし、その中で感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開を目指すこととしました。

つきましては、貴市町村におかれましても、管理下の学校での同様の対応について御協力をお願いします。また、別添の県立学校における対応について御参考願うとともに、下記について御配慮願います。

なお、5 月 31 日（日）以前に臨時休業を解除し、学校の全部又は一部を再開する市町村におかれましては、学校における感染リスクを避けるための十分な御検討と対策の徹底を改めてお願いします。

記

1 臨時休業中の取組について

- (1) これまでの臨時休業と同様に、保護者が共働き等の場合に日中一人であることが難しいなど、やむを得ない事情にある児童生徒については、学校で預かるなどの御配慮をお願いします。また、放課後児童クラブが開設される場合には、必要に応じて学校施設の活用や教職員による運営支援についても御配慮願います。
- (2) 臨時休業期間中、児童生徒の生活リズムを整え、効果的な家庭学習に取り組めるようにするため、文部科学省及び県教育委員会からの各種通知等を参考に指導に取り組まれるようお願いいたします。また、取組にあたっては ICT の活用にも御配慮願います。

なお、文部科学省及び県教育委員会では、臨時休業期間中の家庭での学習について、ウェブページに情報を集約、掲載しておりますので、御活用願います。

【文部科学省】臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

【県教育委員会】宮城県内小・中学生のみなさまへ（臨時休業期間中の家庭での学習について）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gikyoushien/study2020.html>

- (3) 臨時休業期間中は、令和2年3月17日付け義第534号で依頼したとおり、児童生徒の十分な状況把握と、一人一人に寄り添った対応等について御配慮願います。

2 学校再開に向けた取組について

- (1) 臨時休業を継続する場合は、効果的に登校日を活用するなどして段階的に学校教育活動を実施するなど、学校再開に向けて準備願います。
- (2) 環境消毒による接触感染防止策と、マスクや換気等による飛沫感染防止策の徹底を図るとともに、よりリスクの低い授業方法についてさらに検討を進めるよう願います。
- (3) 児童生徒の心の健康、心のケアについては、県教育委員会でウェブページを公開しておりますので御参照願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyoushien/kenkou.html>

担当：スポーツ健康課学校保健給食班

大宮司，大友

TEL 022-211-3666

FAX 022-211-3796

義務教育課指導班

千葉，滝野澤

TEL 022-211-3646

FAX 022-211-3691